

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに雇用され、とび工として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、資材置場において作業中、つまずいて転倒し負傷した。

請求人は、同日、C病院を受診し、「左前胸部打撲傷」と診断され、同月〇日、D病院に転医し、「左第4・5・6肋骨骨折、肺挫傷」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的見解等からみて、胸腰部及び頸部の、①変形障害、②機能障害、③神経障害であるので、以下検討する。

(1) 変形障害

E医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の認定に関する意見書（以下「意見書」という。）において、要旨、「外見上、特に癍痕はなく、裸体となっても明らかな胸郭変形は認められず、X-P上、左肋骨骨折は骨癒合を得ている。」と述べている。

当審査会としては、E医師の所見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、胸腰部及び頸部の変形障害は認められないと判断する。

(2) 機能障害について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「左第4・5・6肋骨骨折及び肺挫傷による胸腰部運動障害があり、漸次改善化」としているが、E医師は、意見書において、要旨、「胸腰部に可動域制限を認めるが、疼痛によるものと考えられる。なお、頸部に可動制限はほとんどないと考えられる。」と述べている。

当審査会としても、上記の医学的見解をはじめ、一件記録を精査したところ、請求人の胸腰部及び頸部には器質的損傷は認められず、胸腰部の可動域制限の原因は疼痛によるものであると認められることから、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当する機能障害は認められず、神経系統の障害に起因するものと判断する。

(3) 神経障害について

E医師は、意見書において、要旨、「残存した左胸背部痛について、骨癒合が得られていることから、その程度は、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものに相当すると考えられる。なお、請求人が主張する頸部から両手にかけてのしびれ等は左第4・5・6肋骨骨折及び肺挫傷との医学的因果関係が認められず後遺障害としては認められない」と述べている。

当審査会としては、E医師の所見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり請求人に残存する神経障害は「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当するものであると判断する。

(4) したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。